地域指定年度	平成17年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和56年度
	昭和62年度
	平成４年度
	平成９年度
	平成13年度
	平成17年度
	平成20年度
	平成26年度
	令和２年度
	令和６年度

津農業振興地域整備計画書

令和８年１０月

三重県津市

目　　次

第１　農用地利用計画 1
１　土地利用区分の方向 1
（１）土地利用の方向 1
ア　土地利用の構想 1
イ　農用地区域の設定方針 3
（２）農業上の土地利用の方向 4
ア　農用地等利用の方針 4
イ　用途区分の構想 5
ウ　特別な用途区分の構想 6
２　農用地利用計画 6

第２　農業生産基盤の整備開発計画 7
１　農業生産基盤の整備及び開発の方向 7
２　農業生産基盤整備開発計画 8
３　森林の整備その他林業の振興との関連 8
４　他事業との関連 8

第３　農用地等の保全計画 9
１　農用地等の保全の方向 9
２　農用地等保全整備計画 10
３　農用地等の保全のための活動 16
４　森林の整備その他林業の振興との関連 16

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 17
１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 17
（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標 17
（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 18
２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 19
３　森林の整備その他林業の振興との関連 19

第５　農業近代化施設の整備計画 20
１　農業近代化施設の整備の方向 20
２　農業近代化施設整備計画 22

３　森林の整備その他林業の振興との関連 22

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 23
１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 23
２　農業就業者育成・確保施設整備計画 23
３　農業を担うべき者のための支援の活動 23
４　森林の整備その他林業の振興との関連 24

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画 25
１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標 25
２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 25
３　農業従事者就業促進施設 26
４　森林の整備その他林業の振興との関連 26

第８　生活環境施設の整備計画 27
１　生活環境施設の整備の目標 27
２　生活環境施設整備計画 29
３　森林の整備その他林業の振興との関連 29
４　その他の施設の整備に係る事業との関連 29

第９　付　図 30
１　土地利用計画図（付図１号）
２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）
３　農用地等保全整備計画図（付図３号）
４　農業近代化施設整備計画図（付図４号）該当なし
５　農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図５号）
６　生活環境施設整備計画図（付図６号）

別記　農用地利用計画 31
（１）農用地区域 31
（２）用途区分 31

第１ 農用地利用計画

１ 土地利用区分の方向

（１）土地利用の方向

ア 土地利用の構想

津市（以下「本市」という。）は、三重県のほぼ中央に位置し、北を鈴鹿市、亀山市、西を伊賀市、名張市、奈良県御杖村・曽爾村、南を松阪市と接し、東は伊勢湾に臨んでいる。

市域は、東西約 37km、南北約 44km で、711.19km^{2}に及ぶ広大な面積を有している。市域の西部は、布引山系の山々により豊かな水源林が形成され、この山系に源を発する雲出川及び安濃川が東流して伊勢湾に注ぎ、中流から下流に至る丘陵・平野部に肥沃な穀倉地帯と市街地を形成している。

この地形や現況土地利用の類似性等により、本市では地域の特性を活かした空間形成に向けて、主要な都市機能が集積した「都市ゾーン」、住宅・農地・農村集落で構成される「農住調和ゾーン」、農地・農村集落・住宅・森林で構成される「農村環境共生ゾーン」、緑豊かな森林が広がる「自然環境共生ゾーン」の４つのゾーンを設定し、それぞれの特性に応じた適正な土地利用を目指している。

都市ゾーン （津都市計画区域内の市街化区域）
・主要な鉄道駅周辺に生活サービスが効率的に提供されるように都市機能の集積を進める。 ・コミュニティが持続的に確保され、活力や賑わいを創出できる市街地の形成を進める。
農住調和ゾーン （津市都市計画区域の市街化調整区域、安濃・亀山都市計画区域）
・優良な農地の維持・保全を図るとともに、既に形成されている市街地や住宅地の良好な環境を維持する。 ・スプロール的な開発を抑制しつつ、都市的利用、農業的利用、自然的利用が調和した土地利用を図る。
農村環境共生ゾーン （都市計画区域外で市街地や集落などの生活環境が形成された区域）
・総合支所等を中心に一団の生活環境が形成されている区域については、市街地を維持する。 ・農業的土地利用、自然的土地利用が図られている区域については、都市的土地利用の拡大を抑制しつつ、農業や林業の振興による優良農地や森林の保全に努めるとともに、既存の住宅等が調和するゆとりと潤いのある空間の形成を進める。
自然環境共生ゾーン （都市計画区域外で農村環境共生ゾーン以外の区域）
・都市的土地利用の抑制はもとより、多様な公益的機能を有する森林や農地の保全、さらには、これらを守るために不可欠な農山村集落機能を維持する。 ・自然と歴史・文化資源の保全と活用を図りつつ、地域外からの交流人口を呼び込むことができる魅力ある空間の形成を進める。

以上のように、今後、本市では、４ゾーンそれぞれの土地利用の特性を活かしながら、相互に連携・補完し合い、市の将来像である「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都　津市」をめざす方針である。

将来都市構造のイメージ

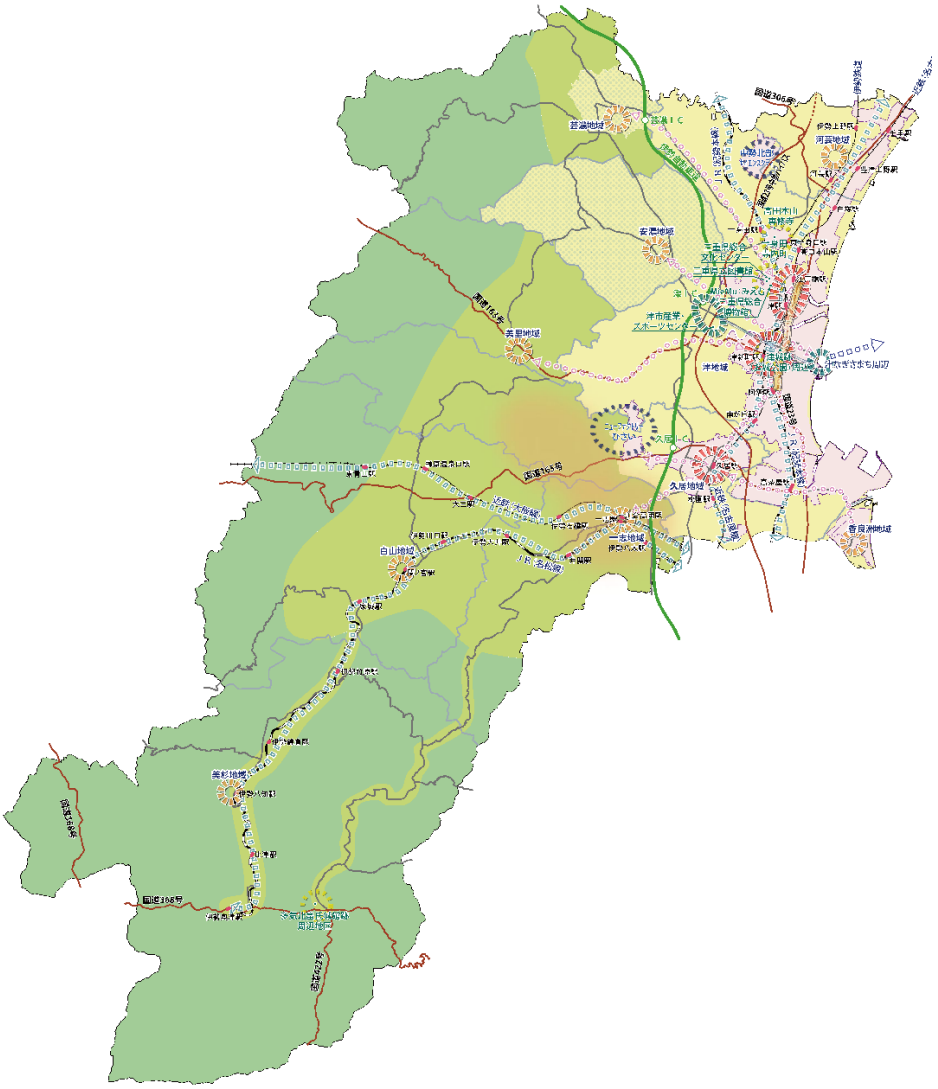

凡　例			
	都市拠点		新都心軸
	地域拠点		都心活動軸
	交流拠点		高速道路（広域連携軸）
	産業拠点		国道（広域連携軸）
	歴史・文化拠点		主要地方道等（地域連携軸）
	津都市計画区域への変更検討区域		鉄道（ＪＲ）
	津都市計画区域への編入検討区域		鉄道（近鉄・伊勢鉄道）
	地域界		都市ゾーン
	鉄道軸		農住調和ゾーン
	バス軸		農村環境共生ゾーン
	航路軸		自然環境共生ゾーン

本構想に基づく農業振興地域における土地利用と移動の目標は次表のとおりである。

【農業振興地域における土地利用の移動構想】

単位：ha、％

区分／年次	農業振興地域									
	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在（令和2年）	7,958.3	27.8	54.9	0.2	8,654	30.2	11,968.9	41.8	28,636.1	100
目標（令和12年）	7,765.3	27.1	54.9	0.2	8,654	30.2	12,161.9	42.5	28,636.1	100
増減	▲193		－		－		193		－	

※目標値（10 年後）について：「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」における H30～R2（3 年間）の農業振興地域内の農地面積の推移（▲58 ha）から 10 年間の推移を▲193 haと想定。

イ　農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7,958.3ha のうち、ａ～ｃに該当する農用地約 7,545.8ha について、農用地区域を設定する方針である。

ａ　10ha 以上の集団的に存在する農用地

ｂ　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

ｃ　ａ及びｂ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
・中山間地域等直接支払や多面的機能支払の対象農用地

ただし、ｃの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

(a)　周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存

続することが困難と認められる農用地

(b)　自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地

(c)　国道や主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる２ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
津安芸農協ライスセンター育苗センター	内多	3.4	乾燥調整施設及び育苗施設
赤塚植物園苗木生産施設	戸島	2.4	苗木生産施設
計		5.8	

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

（２）農業上の土地利用の方向

ア　農用地等利用の方針

本市では、平野部の水稲を中心として、キャベツ・だいこん・にんじん・ブロッコリー・なす・きゅうりなどの野菜、日本なし・みかんなどの果樹、茶、畜産など各地で多様な農産物の生産が行われている。

農用地等の大部分は基盤整備が実施されているものの、農業従事者の高齢化、農家・非農家の混住化、兼業化の進行等により集落機能の低下が起こり、農地・農業用水等の維持・管理、さらに地域の農業生産の維持が危惧され始めている。

このため、今後は、農地として利用すべき土地の明確化、地域農業の担い手への農地の利用集積、農地の効率的な利用促進等の施策を総合的に進め、本市の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図る方針である。特に、下表に示す、農用地区域として設定した優良農用地等 7,621.9ha については、農業振興地域制度の適切な運用を図り、良好な状態で維持・保全を図ることとする。

なお、農業振興地域は、土地利用の構想に示した４つのゾーニングを基礎として、現況土地利用、生活圏のつながりや道路交通網の状況、地域振興を図る上での適度なエリア規模等を総合的に考慮し、大きく４地区に分けることとした。

単位：ha

区分／地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区（東部）	3,057.1	3,057.1	—	—	—	—	—	—	—	21.0	21.0	—	3,078.1	3,078.1	—	—
B地区（北部）	2,257.9	2,257.9	—	—	—	—	—	—	—	18.0	18.0	—	2,275.8	2,275.8	—	—
C地区（中部）	1,938.5	1,938.5	—	—	—	—	—	—	—	10.3	10.3	—	1,948.8	1,948.8	—	—
D地区（南部）	380.1	380.1	—	—	—	—	—	—	—	1.2	1.2	—	381.3	381.3	—	—
計	7,633.5	7,633.5	—	—	—	—	—	—	—	50.5	50.5	—	7,684.1	7,684.1	—	—

（注）ＧＩＳ（地理情報システム）の活用による計測結果による

イ　用途区分の構想

（ア）東部地区（A地区：津・久居東部・河芸・香良洲）

本地区は、安濃川・雲出川下流域の平坦地に広がる水田地帯である。安濃津ロマン、黒田米など良食味米の一大産地であるが、津（高野尾）地区の花木や久居東部地区の露地野菜、日本なし等も県下有数の産地となっている。

今後も需要に応じた売れる米づくりと水田を有効活用した麦・大豆・野菜等の生産の定着・拡大、品質向上による産地化等を推進するため、3,007.8ha を農地として確保する。

また、酪農を中心とする畜産等の振興を図るため、30.5ha の農業用施設用地としての利用を継続する。

（イ）北部地区（B地区：芸濃・美里・安濃）

本地区は、安濃川の上・中流域に広がる水田地帯である。

今後も需要に応じた売れる米づくりと水田を有効活用した麦・大豆（美里在来等）・芸濃ズイキ等の生産の定着・拡大を推進するため、2,232.8ha を農地として確保する。

また、先進的経営による野菜生産等を推進するため、29.4ha の農業用施設用地としての利用を継続する。

（ウ）中部地区（C地区：久居西部・一志・白山）

本地区は、雲出川の中・下流域に広がる水田地帯であり、一志米で知られる良食味米の産地となっている。

今後も品質にこだわった良食味米づくりと水田を有効活用した麦・大豆等の生産の定着・拡大を推進するため、1,923.2ha を農地として確保する。

また、肉牛・養豚等の振興を図るため、14.7ha の農業用施設用地としての利用を継続

する。

（エ）南部地区（Ｄ地区：美杉）

本地区は、雲出川上流域の山間地帯であり、水稲（美杉清流米）のほか美杉茶等の産地となっている。農地は河川に沿って分布し、山間部に散在する農地も多い。

今後も、環境保全を重視した米づくりや美杉茶等の産地化を推進するとともに、多様化する消費者ニーズや高齢化等を見据えた少量多品目生産の産地づくりを推進するため、382.0ha を農地として確保する。

また、米生産等の振興を図るため、1.5ha の農業用施設用地としての利用を継続する。

ウ　特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

２　農用地利用計画

別記のとおりとする。

第２　農業生産基盤の整備開発計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市はこれまで、中勢用水事業、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、中山間地域総合整備事業などにより基盤整備を進めてきている。

しかし、山間谷地等に散在する農地では未整備の区域が残っており、整備済区域にあっても、小区画ほ場をはじめ、狭あいな農道や老朽化の著しい用排水路等が見られる。また、農家の意向調査においても用排水路整備や農道整備を望む声が強い。

このため、今後は、高性能な大型農業機械による一貫作業体系の確立及び農地の高度利用を推進するため、ほ場の再整備、用水のパイプライン化や排水改良、農道整備等を計画的に進めるとともに、整備された施設の適切な維持・更新を図っていく。

なお、事業の実施にあたっては、環境や景観との調和に配慮しながら、農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・増進を図る方針である。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

（１）東部地区（Ａ地区：津・久居東部・河芸・香良洲）

本地区は、国営・県営中勢用水事業、県営・団体営ほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了しているが、河芸地区などで一部未整備区域も残っている。

今後は、ほ場の区画拡大や用排水路整備、農道整備、未整備区域でのほ場整備等、地域の実情に応じた基盤整備を推進するとともに、整備された施設の適切な維持・更新を図る。

（２）北部地区（Ｂ地区：芸濃・美里・安濃）

本地区は、国営・県営中勢用水事業、県営・団体営ほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了している。

今後は、中勢用水の基幹水利施設をはじめ、整備された施設の適切な維持・更新を図るとともに、パイプライン化など担い手育成等に資する新たな農業水利システムの構築や、農道整備、末端用排水路の整備等を推進する。

（３）中部地区（Ｃ地区：久居西部・一志・白山）

本地区は、県営・団体営ほ場整備事業等により基盤整備が概ね完了している。

今後は、頭首工など老朽化した水利施設の適切な維持・更新を図るとともに、農道整備、用排水路整備等、地域の実情に応じた基盤整備を推進する。

（４）南部地区（Ｄ地区：美杉）

本地区は、小集団に散在する農地が多いが、比較的団地化している農地を中心に県営畜産経営環境整備事業や団体営中山間地域総合整備事業等により基盤整備を進めてきている。

今後は、整備された施設の適切な維持・更新を図るとともに、農業従事者の減少等を踏まえ、優良農地の維持・確保、効率的利用等に視点を置いた基盤整備を推進する。

２　農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	一身田平野地区 区画整理 24.3ha	東部 (津)	24.3	1	県(競)農地中間管理機構関連農地整備事業　R5～10
〃	栄地区 区画整理 74.2ha	東部 (河芸)	74.2	2	県(競)農地中間管理機構関連農地整備事業　R4～11
〃	栗真町屋地区 区画整理 40ha	東部 (津)	40.0	3	県(競)農地中間管理機構関連農地整備事業　R6～11
用排水整備	高野尾花木の里地区 管水路 3,080m	東部 (津)	14.6	4	高度水利機能確保基盤整備事業 R2～8
〃	中勢用水１期地区 農業用用水施設	東部 (津・河芸・安濃)	2,078.0	5	基幹水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業 R4～9
〃	中勢用水２期地区 農業用用水施設	東部 (津・河芸・安濃)	257.0	6	基幹水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業 R3～9

３　森林の整備その他林業の振興との関連

農道整備においては、森林の公益的機能を損なわないように配慮するとともに、林道との有機的連携を考慮して、効率的な整備を推進する。

４　他事業との関連

該当なし。

第３　農用地等の保全計画

１　農用地等の保全の方向

農地や農業用水等は、農業にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や環境保全などの多面的機能を有している。このような貴重な資源を将来の世代に引き継ぐことができるよう、積極的にその保全に取り組まなければならない。

しかし、本市では近年、この農地・農業用水等の地域資源の保全管理が高齢化や混住化等によって困難になりつつあり、荒廃農地の増加も著しい。

一方、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等に対応して、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への転換が求められている。

また、広域交流拠点であり多様な産業が集積する本市は、近鉄及び国道 23 号沿いをはじめとして非農業的土地需要が高く、伊勢自動車道ＩＣ付近においても、より一層開発が進むことが予想されている。

このため、今後は、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や農業生産基盤整備が実施された農地等について、農業上の利用の確保を図る。

平坦地においては、大規模な農用地の利用が可能な地域であり、意欲ある農業者への農地利用の集積・集約化、農業生産基盤整備を通じた荒廃農地の発生の抑制と既存の荒廃農地の再生、並びに、非農家を視野に入れた市民農園等の活用による農地の保全・有効利用を促進する。

中山間地域においては、中山間地域直接支払制度の効果的な活用を図るとともに、集落営農組織等の多様な担い手の育成・確保を推進し、荒廃農地の発生抑制やその解消を図っていく。

また、近年、増加傾向にある鹿、猪、猿等による農作物被害に対しては、生息地の管理、個体調整とともに、防護柵の設置等を進める。

その他、老朽化したため池や排水機場等の施設は、その適切な維持・更新を進め、農地の維持・保全、防災対策に努める。

２　農用地等保全整備計画

【ため池整備、用排水整備】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
ため池等整備	間右エ門池地区 ため池１ヶ所	北部 (芸濃)	12.1	1	県営ため池整備事業 R5～9（予定）
〃	新池地区 ため池１ヶ所	中部 (一志)	15.0	2	県(防)ため池整備事業 R6～10（予定）
用排水整備	千里排水機場 排水機場 一式	北部 (河芸)	134.0	3	県(防)用排水施設等整備事業　R5～9
〃	高野地区 頭首工 一式	中部 (一志)	348.0	4	県(防)農業用河川工作物等応急対策事業　R2～6
〃	一身田平野排水機場 排水機場 一式	東部 (津)	15.3	5	県(防) 用排水施設等整備事業　R7～12

【多面的機能支払交付金】

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	大里野田町地域	東部(津)	39.6		野田地区水土里協議会 H19～
〃	安東町跡部地域	〃	21.8		跡部街づくり協議会 H19～
〃	南河路地域	〃	25.1		南河路ふるさと保全会 H20～
〃	一身田豊野地域	〃	47.5		豊野環境保全組合 H24～
〃	大里山室町地域	〃	39.2		山室町みどりの会 H24～
〃	大里東睦合町地域	〃	15.6		東睦合自然を守る会 H24～
〃	高野尾町地域	〃	73.2		高野尾・農地・水を守る会 H24～
〃	片田田中町地域	〃	49.9		田中町梅林の里 H24～
〃	神戸石神池、長池、新池地域	〃	63.2		神戸山田環境保全会 H25～
〃	大里西睦合町地域	〃	14.3		西睦合農地・水保全管理会 H25～
〃	大里窪田町地域	〃	48.0		窪田地区地域保全会 H26～
〃	渋見町地域	〃	24.7		渋見環境保全組合 H26～
〃	観音寺町地域	〃	13.8		観音寺町百匠会 H26～
〃	殿村地域	〃	47.5		殿村地域資源保全会 H26～
〃	小舟地域	〃	20.6		小舟地域資源保全会 H26～
〃	大里川北町、窪田町、睦合町地域	〃	23.5		川北農地・環境保全会 H27～
〃	片田町地域	〃	7.2		片田町農地保全会 H27～
〃	片田薬王寺町地域	〃	9.8		薬王寺町守る会 H27～
〃	片田久保町地域	〃	11.0		片田久保町地域資源・環境保全会　H27～
〃	片田長谷町地域	〃	4.4		片田長谷地区農地保全環境部会　H27～
〃	片田志袋町地域	〃	23.4		志袋地域資源保全会 H27～
〃	長岡町地域	〃	17.4		長岡地区農地保全環境部会 H27～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	片田井戸町地域	東部(津)	15.8		井戸町守る会 H28～
〃	産品地域	〃	32.4		グリーンネット産品 H29～
〃	一身田平野地域	〃	21.9		一身田平野地域資源保全会 H29～
〃	雲出伊倉津地域	〃	20.4		伊倉津地区・農地保全会 H30～
〃	半田地域	〃	22.2		半田環境保全会 H30～
〃	納所町地域	〃	56.2		納所農地保全会 R元～
〃	長谷場町地域	〃	15.5		長谷場町農地保存会 R元～
〃	分部・小舟地域	〃	80.4		櫛形向井みどり保全会 R4～
〃	須ヶ瀬町地域	東部(久居)	88.6		すがぜＣＡＰ H19～
〃	木造町地域	〃	43.2		アグリサポート２１ H19～
〃	新家町地域	〃	60.6		緑のネットワークにのみ H19～
〃	元町地域	〃	39.2		もとまち大地の会 R元～
〃	榊原町地域	中部(久居)	140.2		榊原みずすまし会 H19～
〃	稲葉町上稲葉地域	〃	29.7		上稲葉むぎっこの会 H19～
〃	牧町地域	〃	30.6		桃園西部デンジ草保存会 H24～
〃	森町地域	〃	34.3		森地域資源保全会 H26～
〃	久居一色町地域	〃	43.8		久居一色農地保全会 H26～
〃	大鳥町、稲葉町地域	〃	15.6		大鳥地区地域資源保全会 H26～
〃	下稲葉地域	〃	20.7		下稲葉農地保全環境ネットワーク　H26～
〃	庄田地域	〃	45.2		庄田山田池大池の会 R3～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	河芸町三行地域	東部(河芸)	43.9		三行保全会 H21～
〃	河芸町南黒田大里山室町、小野田町地域	〃	41.0		南黒田保全会 H26～
〃	河芸町北黒田地域、浜田地域	〃	18.8		北黒田地域資源保全会 H28～
〃	河芸町高佐地域	〃	38.0		高佐地域里山保全会 H29～
〃	河芸町上野地域	〃	11.1		上野南部農業環境推進協議会　H30～
〃	河芸町東千里地域	〃	30.8		東千里農地保存会 R元～
〃	河芸町西千里地域	〃	18.6		西千里里山保存会 R元～
〃	河芸町上野地域	〃	34.3		上野北部農地保全会 R2～
〃	河芸町久知野地域	〃	31.2		久知野農地保存会 R2～
〃	芸濃町北神山地域	北部(芸濃)	44.5		北神山地域資源保全隊 H19～
〃	芸濃町多門地域	〃	25.3		多門地域資源保全隊 H19～
〃	芸濃町雲林院下川地域	〃	15.7		下川地域資源保全隊 H19～
〃	芸濃町中縄地域	〃	31.2		美しい町中縄創世クラブ　H19～
〃	芸濃町楠原地域	〃	32.0		やさしい町づくり楠原保全会　H20～
〃	芸濃町椋本地域	〃	103.3		椋本農地水保全管理組合　H24～
〃	芸濃町岡本地域	〃	35.5		岡本地域資源保存会 R元～
〃	芸濃町忍田地域	〃	14.4		忍田地域資源保存会 R元～
〃	芸濃町林地域	〃	26.2		林地域資源保存会 R4～
〃	安濃町草生平尾地域	北部(安濃)	19.8		平尾会 H19～
〃	安濃町岩城地域	〃	18.3		岩城区環境保全会 H20～
〃	安濃町安部、草生地域	〃	31.6		安部集落活動組織 H24～
〃	安濃町中川地域	〃	24.7		前田４Ｈクラブ H24～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	安濃町太田地域	北部(安濃)	46.2		太田地区環境保全会 H24～
〃	安濃町清水地域	〃	37.5		清水地区環境保全会 H24～
〃	安濃町中川地域	〃	17.4		二子地域資源保全会 H26～
〃	安濃町川西地域	〃	29.8		岡南地域資源保全会 H26～
〃	安濃町川西、井上地域	〃	18.2		井上営農保全会 H26～
〃	安濃町浄土寺地域	〃	33.3		浄土寺環境を守る会 H26～
〃	安濃町粟加地域	〃	45.3		粟加環境保全会 H26～
〃	安濃町戸島、大塚 芸濃町北神山地域	〃	67.7		戸島・農地まもり隊 H26～
〃	安濃町今徳地域	〃	26.0		今徳環境保全会 H27～
〃	安濃町草生仲の郷地域	〃	27.5		仲の郷みどりの会 H27～
〃	安濃町連部地域	〃	19.2		連部環境保全会 H30～
〃	安濃町安濃地域	〃	51.9		安濃水土里会 H30～
〃	安濃町内多地域	〃	68.6		内多地域資源保全会 H30～
〃	安濃町荒木地域	〃	31.8		荒木環境保全会 H30～
〃	一志町石橋地域	中部(一志)	18.4		ＩＧＣ石橋グリーン・クラブ　H19～
〃	一志町佐野、大法田地域	〃	16.8		佐野・大法田農地資源保全会　H26～
〃	一志町高野地域	〃	87.4		一志中央地域資源保全会　H26～
〃	一志町其村地域	〃	30.4		其村地域資源保全会 H26～
〃	一志町大仰上出地域	〃	16.6		上出地区環境保全活動組織　H27～
〃	一志町大仰片山地域	〃	11.9		片山地区環境保全会 H29～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	美里町足坂地域	北部(美里)	17.4		足坂農地・水保全組織 H25～
〃	美里町日南田、家所地域	〃	9.6		日南田地域資源保全会 H26～
〃	美里町高座原地域	〃	17.0		高座原地域資源保全会 H26～
〃	美里町桂畑地域	〃	11.5		桂畑多面的機能 H26～
〃	美里町家所地域	〃	54.0		家所地域資源保全会 H27～
〃	美里町穴倉地域	〃	44.9		穴倉農地保全会 H27～
〃	美里町北長野地域	〃	9.9		北長野農地保全会 H27～
〃	美里町南長野瓜生地域	〃	1.2		南長野営農グループ H28～
〃	美里町五百野地域	〃	33.2		ふるさとを守る会いおの H28～
〃	白山町南家城、藤地域	中部(白山)	28.1		南家城資源保全向上護る会 H19～
〃	白山町川口杉ヶ瀬地域	〃	15.9		杉ヶ瀬資源保全会 H19～
〃	白山町二本木地域	〃	57.5		二本木地区環境保全会 H19～
〃	白山町稲垣地域	〃	21.8		稲垣土夢会 H19～
〃	白山町北家城地域	〃	25.4		北家城資源保全向上護る会 H19～
〃	白山町川口地域	〃	108.1		川口資源保全向上護る会 H20～
〃	白山町上ノ村地域	〃	34.3		上ノ村環境保全プロジェクト H21～
〃	白山町中ノ村地域	〃	20.0		中ノ村地域資源保全会 H26～
〃	白山町岡、並木地域	〃	16.4		岡・並木地区環境保全会 H26～
〃	白山町南出、二本木地域	〃	16.0		南出環境保全会 H26～
〃	白山町三ヶ野地域	〃	26.2		三ケ野地域資源保全会 H26～
〃	白山町口佐田地域	〃	20.7		口佐田地域資源保全会 H26～
〃	白山町八対野一区、二区地域	〃	25.7		八対野一二区地域保全会 H27～
〃	白山町八対野五区地域	〃	10.5		八対野五区地区環境保全会 H27～

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
多面的機能支払	白山町古市地域	中部(白山)	12.3		古市環境保全会 H29～
〃	白山町二本木（浜城、徳田）地域	〃	3.1		入野池地域資源保全会 H29～
〃	白山町藤地域	〃	7.5		藤保全会 R3～
〃	美杉町川上奥村地域	南部(美杉)	2.4		奥村環境保全会 H28～
〃	美杉町竹原小原地域	〃	5.8		小原地区環境保全会 H29～

３　農用地等の保全のための活動

意欲ある農業者への農地利用の集積への積極的な取組み、農地中間管理事業等の活用、集落の土地利用調整活動、企業の農業参入等を促進するとともに、多面的機能支払交付金を活用した地域住民による農地等の保全対策、市民農園等としての利用、都市との交流事業等による棚田等の保全や体験農業への活用等を推進し、荒廃農地の発生防止、既存の荒廃農地の活用に向けた取組みを行うとともに、中山間地域等においては集落協定等による農地の適正な管理のための施策を展開する。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

身近な里山や都市近郊林が人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、森林所有者と都市・地域住民、ＮＰＯ等との連携により、整備・保全活動と利用活動をあわせて推進する。

第４　農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、稲麦作を中心とし、野菜・果樹・花木・畜産等地域の特性に応じた農業経営が営まれている。

しかし、近年においては、兼業農家の増加、担い手の高齢化や後継者不足、農業生産性の低下、荒廃農地の増大が顕在化する中、担い手の育成と優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保が大きな課題となっている。

こうした実態を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、意欲ある農業経営体（効率的かつ安定的な農業経営を目指す家族農業経営者や法人経営体、経営改善に積極的に取り組む集落営農組織）を育成するとともに、これら農業経営体が本市の農業生産の相当部分を担える農業構造を確立する。

具体的な経営の目標としては、平坦地域と中山間地域の二つに区分した上で、主たる農業従事者が地域の他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成しつつ、地域の他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような年間所得を確保する水準として以下のとおり設定する。

地域区分	年間総労働時間	年間農業所得
平坦地	1,800～2,000 時間程度 （主たる従事者１人当たり）	400～500 万円 （主たる従事者１人当たり） 500～800 万円 （家族経営）
中山間	1,800～2,000 時間程度 （主たる従事者１人当たり）	平坦地の概ね８割

（注）資料：津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R5）

さらに、これらの目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、水稲を中心とする次の主要な営農類型を掲げ、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることとする。

	営農類型	地域区分	目標規模(ha)	作目構成	労働力(人)	所得(万円)	育成目標数
家族経営	主穀中心経営A	平坦	20.0	水稲 13.0ha 小麦 7.0ha、大豆 7.0ha	2.0	670	20
		中山間	15.0	水稲 9.0ha 小麦 6.0ha、大豆 6.0ha	3.0	440	15
	主穀中心経営B	平坦	8.0	水稲 5.0ha、小麦 3.0ha 作業受託 30.0ha	2.0	450	20
		中山間	6.0	水稲 4.0ha、小麦 2.0ha 作業受託 20.0ha	2.0	400	10
	主穀・露地野菜複合経営	平坦	8.0	水稲 4.5ha 小麦 1.5ha、野菜 2.0ha	2.0	450	22
		中山間	6.0	水稲 3.7ha 小麦 1.3ha、野菜 1.0ha	2.0	400	12
	主穀・施設野菜・複合経営	平坦	5.6	水稲 4.0ha、小麦 1.2ha 施設野菜 0.4ha	2.5	650	21
		中山間	4.8	水稲 3.5ha、小麦 1.0ha 施設野菜 0.3ha	2.5	500	13
	果樹中心経営	平坦	1.6	柑橘 1.6ha	3.0+雇用	600	7
		平坦	1.0	梨 1.0ha（直販中心）	3.0+雇用	630	5
	花木中心経営	平坦	3.0	さつき・つつじ等 3.0ha	2.0	500	20
	茶中心経営	中山間	5.0	茶 5.0ha （自園･自製･自販）	3.0+雇用	610	7
	主穀・菌茸複合経営	中山間	1.7	水稲 1.6ha しいたけ 0.1ha	2.0	470	5
	畜産（酪農）中心経営	平坦	5.0	経産牛 50 頭、子牛 39 頭 飼料作物 5.0ha	2.0+雇用	510	10
	畜産（肉牛）中心経営	全地域	1.0	和牛 150 頭 水稲 1.0ha	2.0	670	10
	養豚中心経営	全地域	－	繁殖豚 100 頭	2.0	630	10
	養鶏中心経営	全地域	－	採卵鶏 50,000 羽	3.0	980	5
組織経営	主穀中心経営	平坦	40.0	水稲 25.0ha 小麦 15.0ha、大豆 15.0ha	3.0	2,200	10
		中山間	30.0	水稲 18.0ha 小麦 12.0ha、大豆 12.0ha	3.0	1,500	10

（注）資料：津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（R5）

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の利用集積は、平坦地においては認定農業者を中心に、農地中間管理事業の活用などにより経営農地の面的集積を推進する。中山間地域では、集落営農組織等の地域ぐるみによる効率的かつ共同性の高い経営体の育成強化を図る。

なお、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、津北及び津南地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを推進する。

○　意欲ある農業経営体の地域における農用地のシェア

意欲ある農業経営体の地域における農用地のシェア	
平坦地域	中山間地域
５１％	４０％

２　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市は農業協同組合、地域農業改良普及センター、津北及び津南地域農業再生協議会とともに十分なる相互連携の下で意欲ある農業経営体に対する濃密な指導、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合い、新規就農者への就農及び経営定着までのきめ細かな支援などにより、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図る。

また、農地の効率的な利用集積を促進するため、津市農業委員会による情報の収集・分析活動及び農業委員等による情報等の掘り起こし活動を推進し、農地中間管理事業を積極的に推進する。さらに、農業生産の専門化、協業化による近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入及び、AI や IoT、ロボット等スマート農業の実装や、大型で効率的な近代化のための施設等の整備を推進する。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業は、農業との複合経営が多く、規模も零細である。このため、森林組合等の認定林業事業体による施業の集約化や団地化を図りながら、あわせて農地の流動化を推進する。

第５　農業近代化施設の整備計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、恵まれた自然的、地理的条件を活かし米、麦、大豆の穀物、産地指定を受けているキャベツ等の露地野菜のほか、日本なし、茶、牛乳、鶏卵などの多くの農産物の安定供給に大きな役割を果たしてきたが、兼業化、混在化、高齢化の進行及び農業労働力の流出等により厳しいものとなっている。

このような状況の中で、農産物の安定供給確保のため、農業経営の安定と意欲ある農業者の規模拡大による生産性の高い活力ある農業、並びに地産地消の考えを踏まえた農業の展開を図ることが必要である。

このため、農業生産の専門化、協業化による近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入及び大型で高効率な近代化のための施設などの整備を推進する。

また、消費の多様化、流通チャンネルの多様化、農産物加工の多様化等に対応した流通加工施設の整備を推進するとともに、環境に配慮した農業の推進、農業廃棄物のリサイクル及び回収体制の整備を推進する。

このような基本的な考えに基づく作目別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

（１）水稲・麦類

意欲ある農業者を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における大型機械化体系による生産性の高い水稲・麦づくりを推進する。そのため、大規模育苗施設、大規模乾燥調製施設並びに低温貯蔵庫等の整備拡充を図る。

（２）大豆

単収・品質の向上及び省力化を推進するため、意欲ある農業者を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における高性能収穫機械、選別調整施設並びに低温貯蔵施設等の整備を図る。

（３）野菜

【露地野菜】

地域の実情に応じた集団産地の育成と生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、集出荷施設等の整備を図る。

【施設野菜】

省エネルギー対策に配慮し、品質の改善、地域の実情に応じた産地の育成及び生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、温室等集中管理施設、共同集出荷施設等の整備を図る。

（４）果樹

集団産地の育成と生産流通の合理化並びに立地条件を生かした多様な流通を推進するため、地域の実情に応じて省力化機械の導入、施設化、集出荷及び選果施設の高度化を図る。

（５）花き・花木

花きについては、生産、流通の省力化、低コスト化を推進するため、地域の実情に応じて土壌消毒機等の高性能機械、共同育苗施設、集出荷施設等の整備を図る。

また、花木については、地域の実情に応じて省力化機械、土壌改良機並びに植木生産流通基地の整備を図る。

（６）茶

低コスト・高品質茶生産のため、地域の実情に応じて茶園の再編と利用集積等と併せて地域に応じた高性能茶園管理機等の効率的な利用を推進するとともに、加工及び流通販売体制の合理化のため、整備統合等による製茶施設の大型化、近代化並びに流通販売施設等の整備拡充を図る。

（７）畜産

【肉用牛】

経営規模の拡大、飼養管理技術、繁殖能力の向上による和牛子牛生産の拡大を図り、地域内一貫、経営内一貫を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な管理・利用及び稲わら等の農業副産物の有効利用を図るため、家畜排せつ物処理施設、堆肥散布・稲わら収集に必要な機械などの整備を図る。

【酪農】

担い手育成及び確保、酪農ヘルパー制度の活用による労働力の軽減、飼料及び搾乳に関する技術の高度化等による乳量の増大、優良牛群の確保、自給飼料の活用、流通の合理化を通じた経営体質の改善、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用のための施設整備を促進する。

【養豚】

飼養管理技術、衛生管理技術の向上を通じた安全性の高い豚肉の低コスト生産による経営体質の改善、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用を図るための施設整備を促進する。

【採卵鶏】

一層の低コスト化や鶏卵の安全性の確保が求められているほか、付加価値の高い鶏卵へのニーズも生じていることから、飼養管理技術、衛生管理技術の向上、流通の合理化等を通じた経営体質の改善、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用のための施設整備を促進する。

２　農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)	受益戸数(戸)			
	該当なし						

３　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第６　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化の急激な進行や現在中心となっている 65 歳以上の農業従事者の離農が懸念される中、本市の新規就農者は年間 40 名程度（雇用就農者を含む）にとどまっており、今後、担い手の育成・確保対策、高齢化対策などは本市の重要課題となっている。

今後、農業を担うべき者の育成及び確保を図るため、多様な就農経路を通じた幅広い人材の確保、育成並びに地域の実情に即した法人経営を含め多様な形態による農業経営の展開を図る必要がある。

このため、研修・教育施設、就農等情報提供施設、就農相談施設等の充実並びに農村女性が持てる能力を十分に発揮して取組む活動への支援を推進するとともに、関係機関の連携強化を図る。

また、Ｕターン・Ｉターン就農者等に対する住宅施設の計画的な整備など就農者等が農村において安心して生活できる環境整備を推進するとともに、地域住民等の農業理解向上等を図るため、学童農園の開設及び農作業体験施設等の整備を推進する。

２　農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
	該当なし				

３　農業を担うべき者のための支援の活動

（１）新規就農者の確保・育成

近年、職業観の変化や自然志向等の高まりを背景に、農外からの就農参入や農業法人への就職など就農経路も多様化してきている。

このため、新規参入者に対して、生産基盤となる農地の円滑な取得など就農がスムーズに行えるよう新規就農相談窓口を設置し、県農業改良普及センター等との連携の下、就農相談の充実を図る。また、規模拡大や新部門導入をめざす意欲ある青年農業者等に対しては、経営改善計画の指導や助成制度などの情報提供により認定農業者への誘導を図る。

（２）女性農業者の育成

女性農業者は、農業就業人口の約６割を占め、農業生産や地域において重要な役割を果たしている。

このため、農村女性グループの組織活動や直売・加工などに取り組む女性起業活動を支援する。また、女性の就業条件や農業経営の位置付けを明らかにする家族経営協定の締結を促進するとともに、農業委員への登用や農業・農村に係る方針決定の場への参画

を促進する。

（３）認定農業者の育成

認定農業者が持続可能な農業の実現を目指すため、認定農業者に対して経営発展を促進するため、国の機会補助などの資金交付等のサポートを支援し、農地の利用効率を高めるとともに、農業者が自らの創意工夫を活かし、6 次産業化に取り組むことにより地域経済の活性化に寄与することを目指す。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第７　農業従事者の安定的な就業の促進計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、県庁所在地として、国、県の行政機関が多数立地するほか、企業の本社、支店、営業所が集積し、県内の経済活動の拠点となっている。

令和５年７月実施の市民意識調査における「居住地別の定住意向」は、市内 10 地域で「ずっと住み続けたい」が約 50 パーセントを占めています。一方で「転居意向の主な理由」で「適当な職場がない」が 20 代・30 代で第１位に挙げられており全体としては第３位に挙げられ、産業基盤の強化が重要課題となっている。

このため本市では、産業拠点である中勢北部サイエンスシティだけでなく、活用可能な工業用地や未利用地等の情報を収集・提供するとともに、市内への企業立地に係る支援を行い、企業誘致を推進している。

今後も関係機関との密接な連絡調整の下、企業立地等を促進し、農業従事者の安定的な就業の場の確保や、安心して就業が図られる体制の整備を推進する。また、都市と農村の交流を図り、都市住民へのゆとりと安らぎを提供する農業体験施設の整備など、地域資源を利活用した就業・所得機会の創出を推進する。

参考：兼業農家における農業以外の従業状況　（単位：人）

区分		従業地								
		津市内			津市外			合計		
Ⅰ	Ⅱ	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第１次産業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	第２次産業	22	0	22	12	0	12	34	0	34
	第３次産業	50	4	54	14	1	15	64	5	69
	計	74	4	78	26	1	27	100	5	105
自営業（農業以外）	第１次産業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	第２次産業	12	0	12	1	0	1	13	0	13
	第３次産業	21	3	24	1	0	1	22	3	25
	計	34	3	37	2	0	2	36	3	39
出稼ぎ	第１次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第２次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第３次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇	第１次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第２次産業	5	0	5	3	0	3	8	0	8
	第３次産業	25	1	26	2	0	2	27	1	28
	計	30	1	31	5	0	5	35	1	36
その他	第１次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第２次産業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	第３次産業	12	0	12	2	0	2	14	0	14
	計	13	0	13	2	0	2	15	0	15
総計		151	8	159	35	1	36	186	9	195

資料）R5 農家アンケート調査（1,000 件配布、604 件回答、回答率 60.4%）

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域への商業・工業導入にあたっては、農業構造の改善に関する施策との関連に

留意し、成長性と安定性のある企業等を誘致する。

この場合、地域社会との調和はもとより、優良農地の保全と土地の高度利用の推進を図るとともに、公害の防止及び自然環境の保全に留意するものとする。

３　農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	備考
農業従事者就業施設	農産物直販所 加工工房 農家レストラン等	高野尾 （高野尾花街道）	新規就農支援施設等を併設

４　森林の整備その他林業の振興との関連

農業従事者の安定的な就業の場を確保するにあたって、山間地への工業等の導入を図る場合は、森林の公益的機能の確保に留意しながら推進する。

第８　生活環境施設の整備計画

１　生活環境施設の整備の目標

本市農業の持続的発展を図るためには、農地・農業用水等が持つ多面的機能を十分発揮させるとともに、農家の日常の生活環境を整備・改善することが必要不可欠である。特に中山間地域においては、美しい農村風景を守りながら、高齢化対策や若者定着を推進するため、農村環境に適応した生活基盤整備による生活水準の向上が求められている。

このため、本市では、総合計画等に基づいて生活環境施設の整備を計画的かつ効率的に進め、市の将来像である「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都　津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」をめざしていく。

なお、施設の整備にあたっては、施設を利用する地域住民の創意と工夫を活かして、地域特性に配慮した施設整備を推進するとともに、住民の自主的な活動による施設の維持管理が適正に行われるよう配慮するものとする。

（１）安全性

地震、風水害等の自然災害に対し、地域特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、防災体制の整備を進めるとともに、交通安全対策や防犯活動の充実を図るなど安全なまちづくりを推進する。

特に、広大な市域面積を有し、都市化の進む本市においては、農地の保全をはじめ、森林の水源かん養機能の向上や土砂災害対策、河川・海岸堤防の改修、排水機場の整備など、総合的な治水・治山対策を推進する。

（２）保健性

ごみの減量や適正な処理、さらには資源の循環利用や環境改善のルールづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会の形成をめざしていく。

特に農村地域においては、農業用の使用済プラスチックや農薬等の空容器などの農業生産資材廃棄物の適正な回収処理、リサイクルを推進する。また、家畜排せつ物に起因する環境問題を未然に防止するとともに、家畜ふんを有機性資源として地域内で循環利用を図るため、家畜排せつ物処理施設（堆肥施設等）の整備を推進する。さらに、効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策の推進、バイオマスや風力・水力を利用した発電など新エネルギーの利活用を推進する。

排水処理については、公共下水道の整備をはじめ、農業集落排水施設の整備、浄化槽の設置等を推進し、農業用水や伊勢湾・河川などの公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図る。

（３）利便性

市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭あいな道路の拡幅、歩道の整備などを行うとともに、バリアフリー化等によって、

全ての人に優しい道路空間の創造に取組んでいく。加えて本市の生活圏域さらには経済圏域の一体性を高める観点から、都心から放射状に伸びる幹線道路によって形成される環状放射型の道路交通体系の形成を推進する。

情報通信に関しては、インターネットを活用したコミュニケーションや交流の促進を図るとともに、農業分野においても、情報技術を積極的に活用し、効率的な農業経営の促進、経営の多角化、新たな市場開拓等を促進する。また、インターネットを通じた直販など情報通信技術を活用した農産物の高付加価値化等への取組みを促進する。

（４）快適性

自然資源、歴史的資源等の保存と活用を図りつつ、地域特性を活かした定住環境の整備や良好な景観の形成を進め、美しい田園空間の創造をめざす。

公園については、良好な景観を備えた地域の形成やニーズの変化等を考慮しつつ、身近なスポーツ・レクリエーションや市民交流の場として、市民が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理と計画的な整備を進める。また、河川、農業用水路、ため池等についても親水空間としての形成を促し、多面的機能の維持増進を図る。

農村集落については、自然環境との調和を図りながら住環境の整備、保全を進める。また、新たな住宅地については、住宅需給の動向等を勘案しながら、農業的土地利用との調整に留意しつつ計画的な誘導調整に努める。

（５）文化性

地域に根ざした個性的な文化の発展を図るために、地域の歴史文化の保存・継承活動により地域固有の文化を育むとともに、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、多様で新しい文化が創出される環境づくりを進める。

また、市民活動の高まりによる新たな活力と魅力の創出をめざして、自治会等のコミュニティ活動やＮＰＯ、市民団体のボランティア活動など様々な市民活動の促進を図るとともに、誰もが社会参加しやすい環境づくりを進める。

さらに市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、生涯学習活動の充実、スポーツの振興等を通じて、いつでもどこでもだれでも学習できる生涯学習スポーツ社会の実現をめざしていく。

２　生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備　考
集 落 排 水	津市（1～５期）地区 集排処理施設一式	東部 （津）	1	団（交）農業集落排水事業 R5～9

３　森林の整備その他林業の振興との関連

山間部においては、農道及び林道の一体的な整備を図り、集落内道路と農道、林道との効率的な運用を図る。

４　その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第９　付　図

１　土地利用計画図（付図１号）

２　農業生産基盤整備開発計画図（付図２号）

３　農用地等保全整備計画図（付図３号）

４　農業近代化施設整備計画図（付図４号）該当なし

５　農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図５号）

６　生活環境施設整備計画図（付図６号）

別記　農用地利用計画

（１）農用地区域

農用地区域は、次の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、令和７年 1 月 1 日現在において、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律「昭和 44 年法律第 58 号」第 3 条に規定する農用地等をいう。）であるものの区域とする。

地区名	区域の範囲	除外する土地	農用地区域面積（ha）			
			農地	採　草 放牧地	農業用 施　設	計
Ａ地区 （東部）	付図１号に示す区域のうち黄色･橙色で着色した区域	農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定する農用地区域に含まれない土地	3,057.1	－	21.0	3,078.1
Ｂ地区 （北部）			2,257.9	－	18.0	2,275.8
Ｃ地区 （中部）			1,938.5	－	10.3	1,948.8
Ｄ地区 （南部）			380.1	－	1.2	381.3
計			7,633.5	－	50.5	7,684.1

（２）用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分
Ａ地区 （東部）	農　　地　：付図１号に示す区域の内、黄色で着色した区域の土地 農業用施設用地　：付図１号に示す区域の内、橙色で着色した区域の土地
Ｂ地区 （北部）	
Ｃ地区 （中部）	
Ｄ地区 （南部）	